

## ローソン銀行ビジネス Web 利用規定

### 第 1 条 (ローソン銀行ビジネス Web とは)

1. ローソン銀行ビジネス Web とは  
ローソン銀行ビジネス Web (以下「本サービス」という。)とは、ご契約者 (以下「お客さま」という。)が、パーソナルコンピュータ等を通じて、インターネット経由でローソン銀行 (以下「当行」という。)に取引の依頼を行い、当行がご依頼内容に応じた取引を行うサービスをいいます。
2. 使用できる機器  
本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。なお、本サービスに使用する機器および使用環境は、お客さまの負担および責任において準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。
3. 利用対象者  
ローソン銀行ビジネス Web のご契約者となるには、当行の法人向け普通預金口座を開設いただく必要があります。
4. 利用時間  
本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、定期メンテナンス等のため、お客さまに予告したうえ、ご利用を一時停止または中止することがあります。また、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であっても、お客さまに予告することなく、ご利用を一時停止または中止することがあります。なお、利用時間は当行システムが保持する時刻を基準とします。
5. 取引限度額  
本サービスの各種取引における 1 回および 1 日あたりの取引限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります。このうちお客さま自らが設定および変更できる取引限度額につきましては、本サービスでご登録いただけます。なお、これらの取引限度額を超えた取引依頼について、当行は取引を行う義務を負いません。
6. 利用方法  
本サービスのご利用にあたっては、パーソナルコンピューター等の画面上で当行所定の初回登録を行ってください。
7. E メールアドレスの登録  
本サービスで当行所定の取引をご利用いただくには、お客さまご自身の E メールアドレスをご登録いただく必要があります。本サービスに必要な通知を E メールで行う場合がありますので、当行からの E メールが受信できるようにしてください。本サービスをご利用の際に当行からの E メールが受信できない場合、一部サービスのご利用ができない場合があります。

## 第2条（サービス管理責任者および登録利用者）

1. お客さまは、本サービスのご契約に際してお客さまを代表する責任者（以下「サービス管理責任者」という。）を当行所定の手続きにより届け出るものとします。
2. お客さまは、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で代理し、または本サービスの利用に必要な操作等を代行する利用者（以下「登録利用者」という。）を当行所定の手続きにより登録できるものとします。なお、登録利用者には、その権限に応じてお客さまに関する情報が開示されることがあります。
3. ご登録いただける登録利用者の数は、最大99名までとします。
4. サービス管理責任者の変更またはサービス管理責任者に関する登録内容の変更を行うときは、速やかに当行所定の方法により届け出てください。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、サービス管理責任者またはサービス管理責任者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、サービス管理責任者を変更する前に登録された登録利用者については、サービス管理責任者の変更後も当然には削除されません。
5. 登録利用者の変更または登録利用者に関する登録内容の変更を行うときは、速やかに本サービスにより登録を変更してください。当行は、当行内での変更登録処理が完了するまでの間、登録利用者または登録利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
6. 当行がお客さまに対して本サービスに関する通知を行う場合、当行に対し届け出のあった住所、電話番号またはEメールアドレスに対してもしくはその他当行所定の方法により行うこととし、かかる通知がなされた場合、サービス管理責任者および登録利用者全員に対しても通知がなされたものとみなします。

## 第3条（本人確認）

本サービスのご利用についてのお客さまの確認は次の方法により行うものとします。

1. 本サービスの利用には、次の各号に定める番号等（以下「番号等」という。）のいずれかまたは複数の組合せによる本人確認を受ける必要があります。当行は、本サービスの利用の際に、パーソナルコンピューター等によってお客さまから通知された番号等と、当行に登録されている番号等との一致を確認する方法により本人確認を行います。本人確認に使用する番号等およびその組合せは、取引内容により異なる場合があります。
  - (1) ご契約者番号
  - (2) 管理者コード
  - (3) 利用者コード
  - (4) ログインパスワード

- (5) 取引実行パスワード
  - (6) ワンタイムパスワード
  - (7) その他当行所定の番号等
2. ご契約者番号
- ご契約者番号は、口座開設時に発行されたキャッシュカードの裏面に印刷された算用数字 10 桁の番号です。
3. 管理者コード
- (1) 管理者コードは、口座開設時に発行されたキャッシュカードの裏面に印刷された算用数字 4 桁の番号です。
  - (2) サービス管理責任者の利用者コードは、変更できません。失念した場合は、電話により当行までご連絡ください。この手続きを行わなかったために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
4. 利用者コード
- 利用者コードは、サービス管理責任者が指定する算用数字 4 桁の番号で、サービス管理責任者が本サービスにて登録することにより利用開始できるものとします。利用者コードは、登録利用者 1 名あたり 1 個（最大 99 個）登録できます。
5. ログインパスワード、取引実行パスワード
- (1) お客さまは、普通預金口座開設申込みにあたり、本サービスを利用しようとする者がサービス管理責任者または登録利用者ご本人であることを確認するためのログインパスワード（以下「ログインパスワード」という。）を届け出るものとします。なお、本サービスの初回登録に際して、口座開設申込時に届け出たログインパスワードを変更するものとします。
  - (2) お客さまは、本サービスの初回登録に際して、資金移動取引時等にサービス管理責任者または登録利用者ご本人であることを確認するための「取引実行パスワード」（以下「取引実行パスワード」という。）を届け出るものとします。
  - (3) ログインパスワードおよび取引実行パスワードを変更する場合は、本サービスにて届け出てください。
  - (4) ログインパスワードおよび取引実行パスワードは生年月日、電話番号等他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
6. サービス管理責任者は、登録利用者の「利用者コード」、「ログインパスワード」、および「取引実行パスワード」を当行所定の方法により登録するものとします。
7. ワンタイムパスワード
- 当行所定のお取引については、ワンタイムパスワードカードを利用して生成する可変パスワード（以下「ワンタイムパスワード」という。）が必要となります。お客さまは、ワンタイムパスワード利用対象取引において、当行所定の方法でワンタイムパスワードを生成し、本サービスの画面に従ってお客さまがその使用するパーソナルコン

コンピューター等を用いて入力するものとします。ただし、ワンタイムパスワードの生成にあたり、当行は、振込み等のお取引内容の情報の一部の入力を求めることがあります。なお、ワンタイムパスワードカードを用いた取引方法については「ワンタイムパスワードカード利用規定」に定めます。

#### 8. 免責事項等

当行が本条第1項の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、本条第1項の番号等につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのためにお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。なお、当行および当行役職員（当行が本サービスに関する業務を委託する関係会社および同役職員を含む。）がお客さまに対し、本条第1項の番号等をお聞きすることや、特定のフォームに入力するような依頼をEメールでお願いすることはありません。

#### 9. 紛失・盗難等

(1) 次の場合には、速やかにお客さまご本人から当行所定の方法により届け出てください。この届出に対し、当行は所定の手続きを行い、本サービスの当行所定の範囲について利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ① お客さまが当行所定のワンタイムパスワードカードその他番号等が記録された書類等を紛失・盗難等により失った場合
- ② 番号等が他人に知られた場合

10. お客さまが、登録利用者用の利用者コード、ログインパスワードまたは取引実行パスワードを失念し、またはこれらを記載した書類等を紛失し、もしくはその盗難にあった場合には、お客さまのサービス管理責任者にて登録利用者の削除またはログインパスワードもしくは取引実行パスワードの変更を行ってください。

#### 11. 番号等の不一致の場合の利用停止

本サービスの利用についてお客さまの届け出や当行の指定と異なるログインパスワード、取引実行パスワード、ワンタイムパスワードの入力が当行所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当行は本サービスの利用を当行所定の範囲で停止します。本サービスの利用を再開するには、電話により当行までご連絡ください。この手続きを行わなかったために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

#### 12. ログインパスワードの利用停止

お客さまに次の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は第三者による不正使用等による被害を防止するために、なんらの通知または催告なくして、お客さまのすべての利用者コードにかかるログインパスワードの利用を停止すること（以下「ログインパスワードロック」という。）ができます。この場合、お客さまは、当行所定の方法により届け

出ることにより、ログインパスワードロックを解除することができます。

- (1) 当行所定の期間にわたり本サービスの利用がないとき
- (2) 当行所定の回数もしくは期間にわたり当行に届け出のあった住所もしくは電話番号に対して郵便もしくは電話により連絡ができないとき、または当行所定の回数もしくは期間にわたり当行からの連絡に対する応答がないとき
- (3) 前各号のほか、当行がログインパスワードロックを行う必要があると認めるとき

#### 第4条（取引きの依頼）

##### 1. 取引きの依頼方法

お客さまは本サービスによる取引きの依頼をサービス管理責任者を通じて実施するものとします。ただし、一定の範囲内の依頼については、登録利用者を通じて実施することができます。

##### 2. 取引指定口座の届出

(1) 本サービスで利用する次の取引指定口座を当行所定の方法により届け出てください。当行は、届け出の内容に従い本サービスの取引指定口座として登録します。

###### ① サービス指定口座

本サービスについて当行が設定した「代表口座」および「代表口座」と同一住所かつ同一名義の当行本支店の口座を「サービス指定口座」とします。

「サービス指定口座」は当行に開設したお客さま名義の普通預金口座に限ります。

###### ② 振込登録先口座

資金移動取引における入金口座として利用する、「サービス指定口座」以外の当行または他行の国内本支店の口座を「振込登録先口座」とします。

(2) 次の口座については、それぞれ次のような方法で「サービス指定口座」または「振込登録先口座」として自動的に登録することができます。

① 本サービスにより開設を行ったお客さまご本人名義の各種口座は、自動的に「サービス指定口座」として登録します。

② お届出いただく「サービス指定口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

③ 事前に登録のない口座あてに振込みを行った際の当該振込先口座については、お客さまのご希望により「振込登録先口座」として登録することができます。

(3) お届出いただく「サービス指定口座」および「振込登録先口座」の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。

(4) 「サービス指定口座」であっても、当該口座のご利用内容によっては、一部の取引きを本サービスによりご依頼できないことがあります。

##### 3. 依頼内容の確定

本サービスによる取引の依頼の受付にあたり、当行はお客さまに依頼内容を確認します。お客さまは、その内容が正しい場合には、パーソナルコンピュータ等の操作により確認した旨を当行に回答してください。お客さまがこの回答を各取引で必要な当行所定の確認時間内に行い、かつ当行がこの回答を受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当行は各取引の手続きを行います。当行がこの回答を確認時間内に受信しなかった場合には、当行からその旨を伝達しますので再度やりなおしてください。

#### 4. サービス指定口座からの支払いの実施等

- (1) サービス指定口座からの資金の引き落としに際しては、前項のお客さまから当行への回答の後、当行は振替えまたは振込資金、振込手数料等につき払戻請求書等なしで引き落としを行います。なお、取引の内容およびサービス指定口座が当行所定の条件をみたす場合、お客さまの依頼内容の確認に引き続き、即時に資金の引き落としを行います。ただし、取引指定日を依頼日の翌営業日以降に指定された場合には、資金の引き落としは取引指定日に行います。
- (2) 即時に資金の引き落としを行わない取引の場合でも、原則として、お取引依頼を受け付けた旨の確認の通知を行いますので、当行への回答後も交信を切らずにパーソナルコンピュータ等の表示を確認してください。
- (3) 第1号および第2号に定める取引において、実施結果ならびに取引依頼の確認の通知内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当行まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことによって生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。また、当該取引において引き落としが成立しなかった場合（残高不足の他、当該口座の解約、印鑑の紛失による支払停止等の場合も含む。）には、当該取引の依頼はなかったものとして取り扱いますのでご了承ください。

### 第5条（振替取引）

#### 1. 内容

本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客さまより「サービス指定口座」として届出を受けている口座をお客さまが「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振替」として取り扱います。

#### 2. 取引の実施日

「振替」の実施日は、原則として受付日当日とします。

ただし、取引の依頼内容の確定時点で当行所定の当日取扱時限を経過している場合または受付日が銀行休業日の場合は、「翌銀行営業日扱い」とし、翌銀行営業日に「入金指定口座」あてに入金処理を行います。

また、振替指定日を依頼日の翌営業日以降に指定された場合には、振替指定日を振替日

とした「振替予約」の依頼として取り扱いし、振込予定日に実施します。

### 3. 適用金利

「入金指定口座」での適用金利については受付日における当行所定の金利とします。ただし、翌営業日以降を振替指定日とする場合は、振替指定日における当行所定の金利とします。

### 4. 上限金額の設定

当行は、本サービスによる「振替」取引において「1日（操作日）」（基準は「午前零時」とする。）あたりに振り替えることができる（翌日以降を振込指定日とする取引を含む。）上限金額および「振替」1件あたりの上限金額を定めます。

### 5. 振替不能時の処理

「振替」取引において、振替資金を振替先のサービス指定口座へ入金できない場合には、当行はお客様の「振替」のご依頼を処理せず、または返却された振替資金を引落口座に入金することができるものとします。

## 第6条（振込取引）

### 1. 内容

(1) 本サービスによる資金移動取引のうち、当行がお客様より「振込登録先口座」として届け出を受けている口座、または当行または他の金融機関の国内本支店の口座をお客様が「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取り扱います。

なお、「振込」の受付けにあたっては、振込指定日に当行所定の振込手数料をいただきます。振込取引について本条で定めのない事項は、「振込規定」に定めます。

(2) 資金移動を伴わない振込先の口座確認を当行が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認および当行本支店への振込みを停止します。

(3) 1日あたりに振り込むことができる上限回数は、当行が定める範囲内とします。

### 2. 口座確認振込の停止

振込先口座の口座名表示（口座不存在のケースを含む。）後、「振込」もしくは「振込予約」を行わない、または「振込予約」を取り消す等の行為を一定回数以上行った場合、「口座確認振込」（当行所定の方法で振込先口座の口座名を確認し「振込」または「振込予約」を行うことをいいます。）はご利用できなくなります。この場合または振込先の都合により「口座確認振込」を行うことができない場合、「振込」または「振込予約」を行うにあたり、お客様による振込先口座の口座名入力が必要になります。

## 第7条（各種照会）

### 1. 内容

お客様は、本サービスにより「サービス指定口座」の残高、入出金取引明細その他当

行所定の事項の照会をすることができます（以下「照会取引」という。）。当行が提供する口座情報の内容は、照会時の取引処理状況等により、最新の内容が反映されていない場合があります。また、提供する口座情報は、お客さまの口座情報を証明するものではありません。

## 2. 口座情報の基準日

前項による口座情報は、第4条第3項に従って照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

## 第8条（キャッシュカード再発行申込み等）

本サービスでは、キャッシュカードの再発行申込み等のキャッシュカードにかかる当行所定の取引を行うことができます。キャッシュカードにかかる取引については、「キャッシュカード規定」に定めます。

## 第9条（取引限度額変更申込み）

### 1. 内容

本サービスにより、次の取引限度額の変更の申込みをすることができます。

#### (1) ATM 取引限度額変更

ATM でキャッシュカードを使用して行う 1 日あたりの現金のお引出しの取引限度額およびお振込時の取引限度額を変更することができます。

#### (2) ビジネス Web 取引限度額変更

本サービスによるお振込時の 1 日あたりの取引限度額を変更することができます。

### 2. 留意事項

(1) 一旦お申込手続きが完了した場合、お取消しはできません。お申込操作の完了時には、お申込内容を再度ご確認くださいませようお願いします。

(2) 同日の午前 0 時から深夜 24 時までのあいだに、同一口座に対して複数回の申込みがあった場合は、最も遅い時間の申込みを正式なお申込みとして、お取扱いさせていただきます。

(3) 「代理人カード」をお持ちの場合も、「ご本人カード」と同一の取引限度額でのご利用となり、「ご本人カード」とは別に取引限度額を登録することはできません。

## 第10条（Eメール通知）

1. 当行は、当行が必要と認めたときに、届出の E メールアドレスあてに E メールで通知を行うことがあります。

2. 通信環境等の理由により E メールが届かなかった場合でも、E メール再送の取扱いはできません。

3. 当行システム処理上の都合により E メール送信時刻が遅れる場合があります。



4. 当行が第1項のEメールを配信した場合は、そのメールを受信できないことによりお客さまに損害が発生した場合にも、当行に故意または重大な過失のない限り当行は一切の責任を負わないものとします。

#### **第11条（届出事項の変更等）**

1. 届出事項の変更等

預金口座等についての印鑑、住所、商号、代表者名、電話番号、Eメールアドレスその他の届出事項に変更があったときには、各種預金規定およびその他の取引規定に従いただちに当行所定の方法にて当行に届け出てください。届け出を行わなかったために、当行からの送信、通知もしくは当行から送付された書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなします。

2. 変更日

届出事項の変更日は当行における手続完了日とします。手続依頼から手続完了までには相当の期間を要する場合があります。当行は、当行における手続が完了するまでの間、届出事項に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

#### **第12条（取引メニューの追加）**

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客さまは新たな申込みを行うことなく利用することができます。ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

#### **第13条（取引内容の確認等）**

1. 取引内容の照会

本サービスにより行った取引きについて、お客さまは照会取引きにより、当該取引きの成立または不成立および当該取引きの内容を確認するようにしてください。当該記載事項が閲覧可能となった日から、明細ごとに定めた当行所定の期間において閲覧いただくことができます。

2. 取引内容の通知

本サービスにより行った取引きについては、取引きの明細を記載した受付書等の書面交付は行いません。書面が必要な場合は明細をお客さまご自身で印刷してください。

3. 取引きの記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

#### 第 14 条 (海外からのご利用)

1. 海外からはその国の法律、制度、通信事情、電話機の仕様等によりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。
2. 各国の法令その他の変更により、本サービスが特定の地域で利用できなくなった場合には、当行からの通知により本サービスの一時利用中止、もしくは解約を行うことができます。

#### 第 15 条 (免責事項等)

1. 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
  - (2) 当行または金融機関等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
  - (3) 当行以外の金融機関その他第三者の責めに帰すべき事由があったとき
2. お客様は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとします。
3. 本サービスに使用する機器および通信環境についてはお客様の責任において確保してください。万一、機器が正常に稼動しなかったことにより生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 第 16 条 (サービスの利用停止等)

不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合、当行はいつでも、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全てまたは一部の利用停止の措置を講じることができます。これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 第 17 条 (解約等)

1. 解約  
本サービスは、「代表口座」に係る預金契約に基づくサービスと一体として提供されるものであるため、本サービスにかかる契約のみを解約することはできないものとします。
2. 当行からの解約・取引の停止  
お客様について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はお客様に通知することなく、本サービスを解約し、または本サービスの一部もしくは全部の取引の提供を停止することができるものとします。

- (1) お客さまが本規定に違反するなど、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合
  - (2) ご契約者番号が記載されたキャッシュカードが郵便不着、受取拒否等により当行に返却された場合
  - (3) 住所変更等を行わなかった等の事由により、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
  - (4) 支払いの停止、または破産手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立てがあったとき
  - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (6) 当行が定める所定期間にわたり本サービスのご利用がないとき
  - (7) 当行に支払うべき手数料を当行が定める所定期間以上延滞したとき
  - (8) 当行がサービス継続上において支障があると判断したとき
3. 代表口座の解約  
「代表口座」が解約されたときは、この契約は当然に解約されるものとします。
4. 解約時の未処理取引の確認  
本サービスの契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負いません。また、本サービスの解約にともない、本サービスを経由する他商品・サービスの取扱いに支障、不能等が生じた場合でも、当行は責任を負いません。お客さまは、本サービスを解約するにあたり、当該解約が本サービスを経由する他商品・サービスに与える影響を事前に確認するものとします。

#### **第18条（本サービスの廃止）**

当行は、ウェブサイト上の表示等により1週間前までに予告することにより、本サービスを廃止することができるものとします。

#### **第19条（秘密保持）**

1. お客さまは、本サービスに伴って知得した当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。
2. お客さまが当行より入手したソフトウェア等を第三者に譲渡、ライセンス、貸与その他の方法により使用させることまたは開示・提供することを禁止します。
3. 当行の提供するソフトウェア等の複製および改変を禁止します。

#### **第20条（規定の準用）**

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方

法により告知します。

#### **第 21 条（規定の変更）**

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲示による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)